

魂の安全を守るために

認定特定非営利活動法人 ウィメンズハウスとちぎ



ボランティアによる資金造成活動

やむにやまれぬ思いでスタート

ウィメンズハウスとちぎ（以下：ウィメンズ）は「傷ついた女性たちが心と身体をやすめ、自らの力を取り戻していくための支援をする」NPOであり、夫や恋人の暴力に悩む女性など、さまざまな問題に直面する女性へのカウンセリングやサポートを行っている。

ウィメンズ発足のきっかけは、平成6年、日本人夫の暴力により離婚し、一度は祖国に送りかえされた外国人女性が、親権回復と在留資格確保のために再来日して裁判をおこした際の支援に、当時、県の婦人相談員であった現ウィメンズ代表がかかわったことにさかのぼる。そのプロセスのなかで、夫などから暴力の被害にあった女性が直面するさまざまな問題・ニーズの根深さと、支援の困難性と必要性に開眼することになり、当時としては画期的であった勝訴の後、平成7年よりシェルターを立ち上げてきた。資金造成に資することを願って平成16年には認定NPO法人にもなった。

事業は、電話や面談による相談とシェルター、ステップハウス（短期型と中長期型）の運営、住宅探しや、就労支援などの自立支援が大きな柱であるが、それらに付随するあらゆる活動（資金造成、広報・啓発、アドボカシーなど）を、3人の常勤スタッフを中心に、理事や運営委員のネットワークや登録ボランティアなどの力を借りながら、丁寧にこなしている。

組織を支える財源は基本的に会費・寄付金（団体会員、賛助会員を含め、400人余）と、事業収入（行政の委託による啓発冊子やポスター等の製作、バザー収益など）、そして一時保護の委託金がほぼ三分の一ずつで、年間、1,000万円ほどの資金が動いているが、運営は厳しい状況下でのやりくりとなっている。

多面的な支援

ウィメンズの一時保護用のシェルターは、アパートを借り上げ、DV被害者（とその子ども）が着の身着のまままで逃げてきても、すぐに暮らせるよう、ふとんや台所用品、電化製品など生活必需品が揃えてある。調度や洋服などは、清潔で気持ちよいものであること、部屋も明るい印象をこころがけ、傷ついた女性たちが、自分はここで歓迎されている、安心して暮らせる、とほっとできる雰囲気づくりに心をくだしている。

シェルターの利用者は、公的機関からの紹介、あるいは直接相談にきての入居である。公的機関からの場合、滞在期間は原則2週間で、その間、ウィメンズに保護委託費が支給される。しかし、2週間で心を落ち着かせ、暮らしに慣れ、見通しをたてて、住宅も確保するまでにいたるのは非常に困難である。通常のシェルター利用者の平均滞在日数は22日、その後のステップハウス（アパートなどへの入居以前の仮住まい。ここから仕事に通うことも可。利用料要）の平均利用日数が63日であることから、困難さがうかがえる。

就労支援の一環であるIT講習は、ある程度落ち着いて就職活動をしながらか、あるいは、仕事についてみてIT知識の必要性を感じた女性たちが受講する機会が多いことから、結果的にフォローアップの役目を果たしている。

「女性自立支援基金」は、子どもの入学金や滞納したアパートの家賃など、緊急の出費をせまられた女性に無利子で貸し出す基金で、通常ならば貸しにくい性質の目的であっても、借りる側の緊急度や必

要度が高いと判断されれば、躊躇なく貸し出す。ただし、償還率が低い現実も頭痛の種になっている。

DV問題の特性による活動の困難さ

DVにかかわる活動は、一人ひとりへの支援とともに、女性が個として生きにくい社会構造を変革していくことも同時にすすめていく必要がある。現状や問題を世に問い、価値の変換をうながす広報・啓発活動の展開、そして、より多くの理解者・サポーターを得ることが必須である。同時に、被害者の安全の観点から、関係者が広く顔を知られることや、活動拠点などが表にでることなどをなるべく避けなければならない側面があるため、ジレンマが発生する。

また、地域社会の狭さも困難をもたらす。ウィメンズの活動拠点は県庁所在地にあるとはいえ、狭いコミュニティでの活動であるがゆえに、人の動向が見えやすいことや人間関係が密であるための難しさ、資源の広がりやのなさなどの課題がある。

シェルターは、追跡者の目から逃れるため、頻りに場所を変え（借り換え）をしなければならない宿命をもつが、大都会とちがひ、人の移動や出入りはめだつため、物件選びに神経を使わなくてはならない。また、引越に伴う費用や月々の家賃などの負担も重くのしかかる。

「事務局の仕事にもボランティアを」という意見に中村代表は「被害者のサポートに直接かかわる部分は、DV問題への深い理解と専門的な知識・ネットワーク、緊急対応力が必要となうえ、厳密な秘密保持など責任が重いことや、一方で自分のストレスマネジメントもできなくてはならないので簡単ではない」と考えている。

ボランティアが最も活躍しやすいのは、バザーなどのイベントの企画・運営であろう。福祉祭りなどでエスニックフードの屋台を出すなど、参加者も楽しみながらの活動を中心に、ウィメンズを脇からしっかりサポートしている。

最近のヒットキャンペーンは「女性と子どもを支える100人の男たちの会」。男性にもDVの問題に関心をもち、理解を深めてもらうとともに、一緒に支えてほしい、という願いをもって、月々1,000円のカンパを求めるものであるが、平成19年10月にスタートして以来、半年余で100人の会員獲得を達成した。

DVは社会的に取り組むべき課題

長年にわたり支援にかかわってきた中村代表は「DV被害者である女性には、暴力によるコントロールに慣らされてしまいうなか、自責の念が強く、相手が悪いのであり、身を守るために逃げることは全く悪いことではない、という自覚をもてなくなっています。無理解な世間のまなざし、ステレオタイプな家族観などもハードルになっていますし、DVが疑われるケースで、その一瞬が殺人につながるということが認識されずに、暴力が頻繁でなければ安全と判断されるなど、周囲の状況や姿勢も被害が後をたたない遠因になっています」と語る。

社会全体が、暴力による支配は絶対的に悪であり、犯罪であり、DVはいのちと人権の問題であることをきちんと理解するとともに、DVはひとつとではなく、自分の暮らしの延長線上にあることを自覚することが、社会を変えていくためには必要であることが、切実なDV被害の事例からみてとれる。

ドメスティック・バイオレンス（以下：DV）は、直訳では「家庭内における暴力」ですが、家庭内暴力はアメリカ力ではファミリー・バイオレンスといえます。それに対してDVは「夫や恋人など親しい男性からの女性への暴力」をさします。内閣府の平成18年の調査では、女性の33.2%が配偶者等から「なんらかの暴力を受けたことがある・受けている」とあり、けつして特異なこと、ひとことではないことがうかがえます。

本号では、民間シェルターと女性センターという、2つの支援の形を事例に、社会的にとりくむべき課題としてのDVとその被害者支援についてみていきます。



安心して暮らせる生活環境に配慮

基本的人権が保障される社会になるよう日々闘っています

DV被害者の安全の確保がなければ、被害者の人権・生存権が守られないということです。安全が守られないために被害者である女性（とその子ども）の側が、家、財産、仕事、学校、親戚や地域の友人などを放棄し、身を隠さなくてはならない、という理不尽な状況に追いこまれています。

一方、傷ついた女性の回復の度合は、周囲にどれだけの資源があるか

認定特定非営利活動法人
ウィメンズハウスとちぎ 代表

なかむら あけみ
中村 明美 さん

にかかっている、といわれています。1人の優秀なセラピストよりも、被害を理解し、被害者に寄り添い、知恵をだしあい、具体的に日常を支えてくれる多様な人的資源、社会的資源がなお大切なのです。私たちは、地域の社会資源として根づいた存在、安心して頼れる存在になりたいと思っています。

『パソコン講座』では、パソコンの基本操作、文字入力、表計算などを学ぶ

経済的な自立をめざす女性のために パソコン講座と就労支援を実施

白井市青少年女性センター [千葉県白井市]

千葉県白井市は県の北西部に位置し、都心より 30km の距離にある。昭和 54 年に北総鉄道が開通し、その沿線のニュータウン地区への入居が始まると、人口は一気に増加し、現在は約 59,000 人である。

同市における平成 19 年度の DV 被害の件数は 20 件となっている。

白井市社協の運営による「女性センター」

北総線「小室」駅より車で約 10 分の位置に建つ白井市福祉センター内に、白井市青少年女性センター（以下、「女性センター」）がある。平成 8 年から白井市社協によって運営されており、平成 18 年 9 月の指定管理者制度の施行後も、引き続き市社協が女性センターを含む福祉センターの受託運営を行ってきた経緯がある。

女性センター（男女共同参画センター）は、男女共同参画を推進するために、社会全体のしくみを是正していく活動を支援・推進する拠点として、①情報提供・収集、②学習・研修、③女性問題の相談（DV 等）、④調査・研究、⑤交流（個人、団体）などの機能を持っている。現在では 44 の都道府県と、277 の市区町村に設置されている。

女性のためのパソコン講座と就労支援

白井市の女性センターは、これまで地域のサークル等への貸し館（会議室等）業務を中心に運営されてきたが、指定管理者制度の施行を機に、女性支援を中心とした柔軟な事業展開をめざしている。

そのメイン事業が「経済的に困難な女性のためのパソコン講座」の実施である。

この事業は、全国女性会館協議会と連携した取り組みであり、母子家庭や DV 被害者など、社会的、経済的に困難な状況にある女性の自立支援を目的に行われるマイクロソフト社の「女性のための UP プログラム全国版」の助成を受けて推進されている。

具体的には、市内および周辺地域に住む母子家庭や経済的に困難な状況にある女性を対象に、就労に必要な IT スキルの習得ができる講習や就労支援を、行政や企業などと連携して実施するものである。今年度の実施内容は、平日コース（全 4 回、16 時間）と夜間コース（全 8 回、16 時間）に分けられ、受講者はパソコンの基本操作、文字入力、ワードの基本操作と文書作成・編集、エクセルの基本操作と表計算などを学んでいく。

講座の講師役は、昨年度は人材派遣会社に有料で依頼したが、今年度は地域に住むパソコンスキルのある女性数名を募り、講師を担当していただくことになっている。

また、母子家庭の参加者のためには、一時保育コーナーが設けられ、地元の保育ボランティアグループの人たちも協力している。

事業の実施にあたっては、女性センターそのものの知名度が十分ではないことや、講座用のパソコンが足りないこと、担当の職員が

不足していることなどが課題となり、地域のさまざまな関係者や企業等との連携が不可欠となった。

そのため、市役所の男女共同参画担当窓口や保健福祉センターの窓口でのチラシ配布や、民間シェルター施設や母子生活支援施設への案内、ハローワークや地元商工会でのチラシやポスターの掲示などで周知を図った。また、社協職員たちが地元の関係機関や企業に対して、協働と支援を積極的に呼びかけてきた。

「パソコン講座」においても、企業からリユースパソコン 12 台やコンピュータソフトの提供を受けて、配線などのパソコン設定は職員が自ら行うことで、何とか乗り切ってきた経緯がある。

こうした取り組みの成果として、参加者からは「思い切って参加してよかった」との声もあり、子どもを学童保育に預けて、市外から通ってくる母親もいる。

「パソコン教室」から一歩進んだ支援へ向けて

女性センターでは、「パソコン講座」のフォローアップ事業として、「就労応援フェア」を開催している。ここでは、実際に就労するときに必要な面接の仕方や、好感もてるメイクの仕方などを、連携している企業のスタッフが講師役となって指導していく。また、母子家庭の生活相談や、DV 被害者など、何らかの生きづらさを抱えている女性のためには、専門相談員による相談コーナーも準備される。

このように、多様な地域資源を活用しながら、行政施策の枠を超えた支援を行えることは、民間が持つ強みであり、女性センターの運営そのものに市社協がかかわることのメリットの一つとなっている。ともすれば行政窓口が縦割りになりがちな母子家庭などの女性からの相談を、就労など当事者のニーズに基づいた対応にまで結びつけることができることがあげられる。

今後の運営では、「パソコン教室」とどまらず、さまざまな課題を抱えている対象者に対する「心のケア」も含めた総合的な支援も見据えながら、事業の継続性を高めていくことが重要となっている。

さらに、地元の大学や地区社協との連携も視野に入れながら経済的に困難な女性の自立支援のために、地域ネットワークの強化をめざしていきたいと考えている。



就労するときに必要な面接の仕方も指導する「就労応援フェア」



「就労応援フェア」では、アロマ & マッサージのコーナーも設置

さまざまな困難に直面している女性を 地域のなかで支えるために

本センターが実施している「経済的に困難な女性のためのパソコン講座」は、単なるパソコン講座ではなく、経済的に困難な状況の女性や DV 被害を受けた女性を対象に、彼女たちが求めているものを十分に理解したうえで、一人ひとりの就労支援を行う目的で、平成 19 年度からスタートしました。

私たちは、この事業をすすめるなかで、母子家庭や DV 被害者は、都心に限らず存在することが分かり、せっぱ詰まった状況の声を実感しました。「パソコン講座」に参加された方々は皆、安定した生活を求めているため、真剣に講座に参加しています。

また、「就労応援フェア」の開催においては、地元の企業からも協力



白井市福祉センター
センター長
あかま けんじ
赤間 賢二 さん



白井市福祉センター
副センター長
あきもと のりこ
秋本 紀子 さん

を得ることができて、とても感謝しています。

イベントの一環として行われた「流しそうめん体験」の準備には、福祉センターのなか併設している福祉作業所の通所者たちが、ボランティアとして参加してくれました。ここにも市社協が福祉センター全体の運営にかかわる意義を感じます。

今後も、地域のなかでさまざまな困難に直面している女性を一人でも多く発掘し、地域で支えることができるよう、「パソコン講座」や「就労応援フェア」を継続的に開催していきたいと思っています。

DVを理解し社会的課題・自らの課題として取り組むために

特集

DVの理解と被害者の自立支援

夫や恋人などからの暴力で傷ついた女性にとって、まずは安心・安全な暮らしの確保すらままならない現実にあることを私たちはどれだけ理解しているだろうか？ DVはこれまで、家庭内の問題と受け止められ、とかくその切実さや社会的な課題としての認知が低かったくらいがある。DVの現実とDV被害者の支援の概況について、長年にわたり、女性支援に携わってこられた横浜市男女共同参画推進協会の桜井陽子さんにお話をいただいた。

さくらい ようこ
桜井 陽子 さん

財団法人 横浜市男女共同参画推進協会 理事



「DVは犯罪」の認識を

DVつまり、夫や恋人など親しい男性からの女性への暴力というと、殴る・蹴るの「身体的暴力」だけが取り上げられがちですが、精神的な暴力、性的暴力、さらに経済的暴力などもその範疇に入ります。

DVについては、配偶者暴力防止法（以下：DV防止法）施行以前は警察でも「夫婦喧嘩は犬もくわない」といって取り上げてもらえませんでした。現在でも「男と女の問題だから」「家庭内の問題だから」と社会的な介入に逡巡する傾向がなくなったというわけではありません。他人への暴力であれば犯罪なのに、妻であれば許されるということが、まず「おかしい」と認識するところから始めなければなりません。

DVはあくまでも人権侵害であり、犯罪であるとしてきちんと受け止め、社会的に解決を図るべき問題です。被害者は圧倒的に女性です。男性の女性への支配という現在の社会構造がその根底にあることを押さえる必要があると思います。

「ひどい暴力があるなら逃げればいいのか、なぜ逃げないのか」という人もいますが、逃げるということは、これまでの生活、生きることの基盤をすべて断ち切るということです。どこに住むから始まり、収入を得る手立て、子どもの学校や友だちのこと、そして健康を害している女性も少なくなく、八方ふさがりの状況に直面します。それ以前に、暴力の恐怖による支配を受け続けることにより、多くの女性は自立にとって最も大切な自己肯定感、自己信頼感を失っています。「自分がいたらないから夫が怒る」「自分がだめだから周りに迷惑をかけている」と思いこまれ、自分の判断にまったく自信がもてない、あるいは思考停止状態に陥るケースも少なくありません。また、夫（恋人）から電話や手紙、インターネットなどの利用を妨害されたり制限されるなど、コミュニケーションや情報を得る手段を断たれ、周囲から孤立させられている場合が多々あることも理解しておく必要があるでしょう。

たとえば決断できたとしても、その後の生活再建の困難さは並大抵ではありません。たとえば、子どもがいる場合には母子家庭になる可能性が高いのですが、その平均年収は250万円ほどで、一般世帯の年収の4割にすぎません。DVの被害を受けた女性のおかれているこうした状況への理解がぜひ必要です。

公的なDV被害者の支援機関等

DVの被害を受けた女性を支援する窓口はいくつかあります。DV防止法により、配偶者暴力相談支援センターが各都道府県に設置されています。そのほか、自治体で設置した女性センター（女性会館・男女共同参画センターなど、名称は多様）でも、相談事業や自立支援のための再就職講座、自己信頼を回復するためのコミュニケーションセミナーなどのプログラムを実施しているところがあります。また、もちろん警察、福祉事務所、人権擁護委員なども相談機能をもっており、それぞれが連携して緊急一時保護や自立支援などを実施しています。

女性たちが手弁当でつくってきた民間シェルター

民間の支援機関としては、NPOなどが運営するいわゆる民間シェルターが全国に100カ所以上あります。シェルターとは、DVの被害にあった女性（母子）のための緊急一時避難場所です。

1995年に横浜市男女共同参画推進協会が全国初の民間女性シェルター調査を実施しましたが、その時には民間シェルターは日本に8カ所しかありませんでした。NPO法人 全国女性シェルターネットは、98年に初めて全国規模でのシンポジウムを開催し、女性たちが文字どおり手弁当で運営しているシェルターのネットワーク化を図りました。現在、約60団体が加盟し、シンポジウムや情報交流、アドボカシー活動などを実施しています。事例にあるウィメンズハウスとちぎも、DV被害者の支援にかかわった人たちが、やむにやまれぬ思いからシェルターを立ち上げ、目の前に現れるさまざまな課題の一つひとつ丁寧に対応し、実に

多様な活動を行ってきています。

民間シェルターは、その運営母体の規模や考え方により、被害者の受け入れ方やシェルターの運営方法などが異なります。一般的に、自治体から緊急一時保護を委託された場合、滞在期間は原則2週間で、その間は受け入れ団体に委託費が支給されます。しかしながら、たった2週間のうちに、心と体の健康を回復し、その後の生活再建（母子自立支援施設への入所や生活保護などの制度利用、アパート選定や就職など）まで解決策が見出せる人ばかりではありません。民間シェルターの中には、滞在期間をより長く設定したり、ステップハウスとよばれる、さらに長期に滞在できる施設を用意したりするところもあります。

その一方で、民間シェルターは被害女性が加害者に追跡されないよう、その存在場所を秘匿し、関係者の顔も広く知られないようにするなどの制約があり、また、場所の維持や被害者支援には多くの経費がかかるなど、厳しい運営を迫られています。民間企業等からの表立った資金調達が難しく、行政機関からの補助金・委託金なども限定的であることも問題です。

相談事業の4割はDV関連 - 横浜市男女共同参画推進協会

私の所属する横浜市男女共同参画推進協会は、1987年に横浜市によって設立された財団で、現在、市内で男女共同参画センター3館を指定管理者として管理運営しています。相談事業、就業支援事業のみならず、男女共同参画にかかわる啓発事業、情報交流、女性の健康に資するプログラムなど幅広い事業を、NPOや企業など地域の社会資源との協働や連携で実施しています。

横浜の男女共同参画センターで受ける相談は年間6,000件ほどです。その4割はDVにかかわるものです。DV相談には、研修を経て経験を積んだ相談員があたります。DVの相談はその内容の重さ、複雑さ、多様さに加え、解決までに非常に手間や時間がかかること、ネットワークや連携なくしては解決が難しいことなどから、事例検討会やスーパービジョン、研修などを大事にしています。そして、電話相談や面接相談だけでなく、自助グループの支援や自己信頼感回復のための講座や法律講座などにも力を入れています。

多様な人材・資源のネットワークで支援を

民間シェルターで女性たちの相談を受けている方が、経験も積んで専門性も蓄積されているのに、十分な処遇を受けられず、手弁当に近いかたちでがんばっていることには、心が痛みます。ウィメンズハウスの方がおっしゃっているように、特にシェルターの仕事の中核部分を、無償という意味でのボランティアに担ってもらうのは難しいのではないかと思います。DVの相談は、直接、命にかかわることもあり、負担や責任が大変大きいのです。DV被害者支援にかかわる方たちが安心して働けるよう、社会のあらゆるところからの支援がほしいと痛切に思います。

一方で、イベントやバザーなどによる資金調達活動や、DVについての理解を深め、社会の価値観を変えていくような講演会や冊子作成など、啓発的な活動については、たとえば民間企業で働く方など多様な人材にボランティアとしてかかわってもらうことが、有効だろうと思います。また、白井市社協のように、女性センターと社会福祉協議会のネットワークの強みを生かした事業展開には、今後の成果が期待されます。

DV被害者支援は、被害を受けた女性の状況によってさまざまな支援が必要になります。多くの場合、長期にわたり、いくつものメニューが求められます。地域にある多様な資源を組み合わせ支援していく時代になりました。そのためにもこの問題に多くの人が関心をもって、できることから取り組んでもらえるようなネットワークをつくっていくことが不可欠であろうと思います。